

〔留意事項・記載要領〕

「振替納税により国税を納付した事実の証明書」を請求される方へ

- 1 「振替納税により国税を納付した事実の証明書」を請求する際に必要なもの
「振替納税により国税を納付した事実の証明書」の請求に当たっては、次のものを持参していただく必要があります。
 - (1) 振替納税により国税を納付した事実の証明願兼証明書
記載要領をご参照の上、必要事項を記載して**2部**持参してください。
 - (2) 本人又は代理人本人であることを確認できる書類
個人番号カード、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの身分・資格証明書等を持参してください。
※ 顔写真付きでない身分・資格証明書等の場合は、2通（枚）を提示していただく必要があります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認いただくか、所轄の税務署にお尋ねください。
 - (3) 委任状（代理人の場合）
代理人の方（家族を含みます。）が請求される場合に必要となります。
 - (4) 返信用封筒・切手（郵送で請求する場合）
原則としてご本人の住所（納税地）に送付することになりますので、あらかじめご了承ください。
- 2 記載要領
 - (1) 「住所・氏名」欄
振替納税により国税を納付した事実の証明を請求する個人の住所（納税地）及び氏名を記載してください。
 - (2) 「税目」欄
該当する税目にチェックしてください。
 - (3) 「納期等の区分」欄
「申告所得税及び復興特別所得税」の場合は、年分と申告区分（確定申告分、延納分、予定納税第1期分、予定納税第2期分）を記載してください。
「消費税及び地方消費税」の場合は、課税期間と申告区分（確定申告分、中間申告分（複数回ある場合は該当の回数））を記載してください。
 - (4) 「振替納付日（口座引落日）」欄
振替納税により国税を納付した日付を記載してください。
 - (5) 「口座振替納付税額」欄
口座振替により納付した税額（金額欄の先頭には¥マーク）を右詰で記載してください。
※ 複数の税目、納期等の区分の証明書が必要な場合、それぞれ、振替納税により国税を納付した事実の証明願兼証明書を作成していただく必要があります。
- 3 その他
証明書の交付には日数がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
振替納付日から、証明書が発行可能となるまでに、1週間～2週間かかります。
証明することのできる「年分」については期間の制限がありますので、詳しくは所轄の税務署にお尋ねください。
その他、ご不明な点は国税庁ホームページをご確認いただくか、所轄の税務署（管理運営担当）にお尋ねください。